

令和 7 年 9 月 1 6 日

府中市長 高 野 律 雄 様

府中市下水道事業経営戦略等検討協議会
会 長 長 岡 裕

府中市下水道事業経営戦略等について（中間答申）

令和 7 年 4 月 2 8 日付 7 府都下第 2 5 号で諮問のあった、「(2) 下水道使用料の適正化について」、次のとおり答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

1 はじめに

下水道は市民生活に欠かせない基盤施設であり、その使用料は公正妥当かつ、適正な原価を基礎とし、下水道事業の健全な経営を確保することができるものでなければならない。

府中市では、昭和 4 8 年 3 月に下水道使用料体系が制定され、現在までに 6 回の改定を行っている。現在適用されている体系は平成 1 7 年 7 月 1 日に改定されたもので、この改定では、下水道施設の老朽化により維持管理費は増加する一方で、市債の償還が順調に進み、使用料で賄う経費が減少したことから、住民への負担を考慮し値下げを実施している。

したがって、直近で下水道使用料の値上げを行ったのは平成 1 0 年 6 月 1 日であり、現在まで約 2 7 年間にわたり下水道事業は健全な経営を維持することができたことがうかがえる。

令和 2 年度に地方公営企業法の一部を適用し、企業会計を導入したことに伴い、下水道使用料収入によって経費を賄うという独立採算の原則に基づく経営がなされている。

近年、下水道施設の老朽化や物価上昇等、経営環境が厳しくなるなか、下水道事業を将来にわたって安定的かつ継続的に提供できるよう、本協議会では 3 回にわたり下水道使用料の適正化について様々な観点から審議を行った。

2 答申内容

(1) 下水道使用料改定の必要性

下水道使用料の算定期間を令和8年度から17年度までの10年間として、下水道事業における財政シミュレーションを実施した結果、下水道施設の老朽化に伴う維持管理費の増額だけでなく、流域下水道維持管理負担金単価の改定や昨今の物価上昇等に伴い、経費回収率は100%を下回り、低下していく見通しとなった。

このため、適正な費用負担の観点からも、経費回収率100%以上を目標とした下水道使用料の改定を行うことが必要である。

なお、浴場汚水については、物価統制令による入浴料金が制限されていること、公衆衛生の向上及び増進並びに市民の福祉の向上に寄与していることを踏まえ、据え置くことが妥当である。

(2) 下水道使用料の改定率及び使用料体系

下水道使用料の改定率については、下水道経営の安定化を目的に、使用料算定期間である10年間における経費回収率が100%以上となるよう算定したところ、使用料収入総額を現行から19.6%引き上げることが妥当であると判断した。

また、使用料体系については、市民及び事業者への負担を十分に配慮し、現行の基本水量及び従量区分は変更せず、基本使用料は毎年安定して発生する費用に要する固定的経費に対して85%となるよう設定し、不足する経費については従量使用料にて賄うようにすることが妥当であると判断した。

(3) 下水道使用料改定案

(1ヵ月／1m³につき・税抜き)

区分	水量	現行	改定案	現行差
基本使用料	～10 m ³	266 円	342 円	76 円
従量使用料	11 m ³ ～20 m ³	56 円	63 円	7 円
	21 m ³ ～50 m ³	76 円	86 円	10 円
	51 m ³ ～100 m ³	95 円	108 円	13 円
	101 m ³ ～200 m ³	116 円	131 円	15 円
	201 m ³ ～500 m ³	141 円	160 円	19 円
	501 m ³ ～1,000 m ³	166 円	188 円	22 円
	1,001 m ³ ～	192 円	218 円	26 円

(4) 下水道使用料の改定時期

流域下水道維持管理負担金は令和8年4月1日の改定が予定されているため、下水道使用料の改定もこの時期に合わせることが望ましいが、市民及び事業者の理解が得られるよう十分な周知期間を確保す

る必要があることから、改定時期は令和 8 年 1 0 月 1 日とすることが
適当であると判断した。

3 附帯意見

(1) 今後の下水道使用料の見直しについて

次回の下水道使用料改定の検討については、原則令和 1 7 年度とするが、人口動態による下水道使用料収入の変動や下水道事業の維持管理状況並びに財政状況等を踏まえ、5 年ごとに改定の必要性について検証すること。

(2) 使用料改定の周知

下水道事業を円滑に運営するためには、市民及び事業者と相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、改定の趣旨や内容等について理解を得られるよう、情報を公開し周知に努められたい。